

令和 7 年 3 月
千早赤阪村議会文教建設常任委員会
会議録

開会 令和 7 年 3 月 6 日

閉会 令和 7 年 3 月 6 日

千早赤阪村議会

令和7年3月文教建設常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和7年3月6日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	田 村 陽	委 員	徳 丸 初 美
副 委 員 長	服 部 幸 令	委 員	吉 田 昭 之
委 員	千 福 清 英	委 員	藤 浦 稔
委 員	井 上 浩 一		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	総 務 課 長	菊 井 秀 行
村政戦略部長兼産業建設部理事	池 西 昌 夫	農林商工課長	仲 野 隆 之
総務部長兼産業建設部理事	日 谷 順 彦	都市整備課長	下休場 健 司
教育委員会事務局理事兼教育課長	森 田 洋 文		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	柏 原 美 佳	議 会 事 務 局 書 記	土 井 達 也
-------------	---------	---------------	---------

7. 付議案件

1. 議案第10号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について
2. 議案第14号 千早赤阪村下水道条例の改正について
3. 議案第17号 令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）
4. 議案第21号 令和6年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第1号）

午前１０時０５分 開会

○田村委員長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は７名です。定足数に達しておりますので、文教建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は、条例２件、補正予算２件です。ご審査のほどよろしくをお願いします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略します。

審査は１議案ごとに担当者より説明していただき、採決を行います。

それでは、順次議題といたします。

議案第１０号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

仲野農林商工課長。

○仲野農林商工課長 それでは、議案第１０号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、令和６年１０月１日から大阪府の最低賃金が改正されたことに伴い、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものでございます。

この条例の改正の内容といたしましては、新旧対照表をご覧ください。

別表１の鳥獣被害対策実施隊員の報酬額を日額２，０００円から日額３，０００円に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田村委員長 これより質疑に入ります。

千福委員。

○千福委員 鳥獣被害の実施隊員さんの日額報酬の変更と、改正という形の部分での説明を頂戴しました。従前は２，０００円であったということで、根拠としまして最低賃金がアップされたことによる日額の変更、３，０００円に変更されるという形の部分であります。

２，０００円的时候はどうだったかなちゅうような感じがしたんですけどもね。令和６年１０月から、従前は１，０６４円であって、２，０００円的时候も当然日額では下回ってましたよね。今回、いろんな形で草刈り等も周辺でしていただいているということもありまして、燃料等の高騰とかもろもろの理由で３，０００円が妥当じゃないかと。その３，

000円ちゅう部分について、どういうふうな形で決められたか教えていただきたいと思います。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 結成当初の部分につきましては、令和元年当時は最低賃金が964円ということで、一応活動費、時間が1回2時間ということで設定させていただいておりまして、そこに諸経費の部分を入れさせていただいて2,000円という設定にさせていただいておりました。

年々最低賃金が上がっていく中で、2,000円を、実際2時間で掛けますと2,000円の場合が下回ってる状態にはなっておりましたので、今回それを考慮させていただきまして、1,114円の単価の2時間、あと燃料費、先ほど申しただいてました草刈り等移動に伴う燃料費がかなり高騰してるということと、あと餌やりとか、いろんなことで費用がかかるということで、今回3,000円という形で改正のほうを上げさせていただいております。

以上です。

○田村委員長 千福委員。

○千福委員 どうもありがとうございます。

3,000円がどうのこうのとちゅう部分じゃないんですけども、日頃鳥獣被害、数年前までは豚熱でちょっと小康状態だったんですけども、最近、村道、府道等を走ってますと畑とか、穴があちこちに空いてるような状況が見受けられます。実施隊員の方々はいろいろご苦労していただいてやっていた部分を見極めて、妥当かなちゅうようには私は思ってますけども、その辺の根拠的な部分も知りたかったもので質問させていただきました。

また、今後も隊員さんにおかれては頑張ってくださいように、管理責任者が農林商工課長に当たっていただいていると思いますんで、またよろしくご指導ちゅうんですか、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

○田村委員長 徳丸委員。

○徳丸委員 実施隊員がこの今現在、うちの村に何人おられるのかっていうのと、それから多分冬場だと思うんですけど、狩りっていうんですか、仕事されるのが何月から何月までとか決まってるんでしょうか。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 まず、実施隊員のほうは現在19名となっております。一応活動期間としては4月から3月までということでさせていただいてますが、補助金等の関係で3

月の中旬までっていう形では切らせていただいております。

以上です。

○田村委員長 徳丸委員。

○徳丸委員 捕獲した鳥獣っていうのはどのように処理されているのかっていうことと、費用がかかると思うんですけど、費用は動物によって違うのか、1頭につき幾らっていうふうになるのか、教えてください。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 捕獲したイノシシ等の処理については、基本は焼却処分させていただいております、現在。

それと、動物によってというか、報酬のほうは1回出ていただいたらということになりますので、動物によって金額が変わるということではございません。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑ございませんか。

井上委員。

○井上委員 すいません。実施隊が活動されてるんですけど、前お聞きしたときに、できたら各地区に置きたいということやったんですけど、今現状どうなってるんかということと、日頃の活動は今現在どんな感じで動かれてるんかっていうのを教えていただければと思います。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 実施隊結成時に各地区1名は実施隊員をとということでずっと、それも現在も区長会なりで広報させていただいて進めさせていただいておりますが、実質まだ各地区に実施隊員というのは全て配置できてるわけではございません。その部分に関しましては、いない地区のおりの設置につきましては、班ごとに分けさせていただいて、違う地区の方が見回り等、捕獲等をしていただいている状況になっております。

以上です。

○田村委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。助け合いというか、隣の地区が行っていただくっていうことでやってはるということですね。

あと、さっき徳丸委員も聞かれてたんですけど、イノシシがメインになると思うんですけど、最近何かアライグマが結構増えてるってことなんですけど、アライグマに対してはどのような対応をされてて、処理はどうされてるんですか。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 アライグマのほうも、捕獲したアライグマに対しては同じように焼却処分という形で処分させていただいております。

以上です。

○田村委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

この実施隊の対象になるんですか、アライグマって。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 実施隊の対象というか、アライグマのほうは普通に檻等も貸し出しておりまして、それで普通の実施隊以外の方が捕獲されて持ってこられることもあります。実施隊の方ももちろん捕獲されて持ってこられる場合もあります。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田委員 すいません。今現在、実施隊のほうが19名おられるということなのですが、今回燃料高騰とかにより3,000円っていう形になると思うんですけども、それに対して逆に実施隊の方はその金額等でこの作業というのを続けていただくことは可能なのか、それかまた納得してこの金額を提示してあるのかお伺いしたいんですけども、よろしくをお願いします。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 実施隊の報酬額については、加入時に日額幾らということも説明させていただいて実際加入していただいております。その中で、そういう聞き取り調査までは実際はしておりませんが、そういう金額を適正な時間とで算出させていただいて、それで一応理解していただき、加入していただいと、こちらのほうは思っております。

以上です。

○田村委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長 今課長から答弁させていただきましたけれども、実施隊の方につきましては、やっぱりボランティアの精神でいいですか、そのあたりもかなり持っていて、やっぱり農地を守らなアカンというようなことでやっていただいているところもありますんで、今回こういうふうに1,000円、費用のほうを上げさせていただいておりますけども、その辺のボランティア精神っていうところは大きいかなというふうに思っております。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村委員長 ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村委員長 ないので、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号千早赤阪村下水道条例の改正についてを議題といたします。

本案件について説明を求めます。

下休場都市整備課長。

○下休場都市整備課長 それでは、議案第14号千早赤阪村下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る表記の見直しにより、所要の改正を行うものでございます。

この条例改正の内容といたしまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後となっております。

第11条第1項の改正前法第12条の10を改正後の法第12条の11に、同条同項1号の改正前第3項を改正後の第4項に、同項9号の大腸菌群数を改正後の大腸菌数に改正するものでございます。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行と考えております。

以上、簡単でございますが、本条例改正の説明とさせていただきます。

○田村委員長 これより質疑に入ります。

井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

下水の放流水、公共下水道等って書いてるんですけど、大まか何と何とかというのはあ

るんですか、この等になってるところは。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 村のほうとしましては、実際放流水というのがございません、実は。ただ、ここで条例のほうでさせていただいてますのは、処理場からの放流水もあるんですけども、村の場合は除外施設というものがあまして、一定の汚水の基準に合うようにこすというか、そういう施設についてるということで、要するにそのまま生で放流すると水質がよくないので一旦そこで取り除くというようなものが、除外施設というものがあまして、そちらのほうで放流するという、下水道の管に放流するというような意味のものでございます。

以上です。

○田村委員長 井上委員。

○井上委員 分かったような分からんような。合併浄化槽のあの放流されるのはこれに入るんですか。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 今回の改正のほうなんですけども、水質汚濁防止法のほうの改正によるものでありますので、そちらの浄化槽のほうについての放流水というのは我々では今取り扱っていませんのであれですけども、恐らく同じようなことであるというふうに認識しております。

以上です。

○田村委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

あと、何か表記が大腸菌群数から大腸菌数になって、立方センチメートルから何か何個とかというてなってるんですけど、これはどう言ったらいいですか、改善されてるんか、それともちょっと緩くなったんか。どうなってるんですか。その辺教えていただければ。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 これにつきましては、菌っていうのはその中にどれだけあるかという培養をすることになるんですけども、そちらの技術がより正確になりましたので、大腸菌群数のほうはどちらかというところに含まれるうちの大腸菌以外のものというか、そこに生息する、自然界にあるものも全て持ってるような大きなくくりになってるんですけども、そちらのほうで測定ができるようになったので、もう少し絞った形のいわゆる大腸菌数という形で、いわゆるふん便のみだけの部分に含まれる分だけを捉えるというような形になっております。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)を議題とします。

本案の文教建設常任委員会所管分について説明を求めます。

菊井総務課長。

○菊井総務課長 議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)の文教建設常任委員会所管分につきまして説明させていただきます。

それでは、まず6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

表の上から3番目、千早赤阪村コミュニティバス管理事務所建設工事を追加するものでございます。

次に、36ページをご覧ください。

歳出でございます。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費から48ページの教育費、項、保健体育費、目、学校給食費までについてです。全般的に、事業費の確定や決算見込みなどにより、それぞれ不用額の減額、増額や財源更正を行っております。不用による減額やそれに伴う財源更正につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

それでは、46ページをご覧ください。

款、教育費、項、教育総務費、目、教育振興費は、施設型給付負担金の増額でございます。

次のページ、４８ページをご覧ください。

説明欄の教育費の給食センター管理運営事業費は、漏水に伴う光熱水費の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。

１８ページをお願いします。

１８ページからは、各項目の増減につきましては決算見込みによるものでございます。主なものを説明させていただきたいと思います。

２４ページをご覧ください。

諸収入の農業者年金業務委託手数料は、交付額の確定による増額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田村委員長 これより質疑に入ります。

服部委員。

○服部委員 ４１ページの農業施設整備事業費について幾つかお伺いします。

昨年桐山地区で、たしか１２月２２日に住民説明会が行われましたが、そのときに１１月２０日に区長は桐山農道計画平面図を受け取ったと発言されてるんですが、これは事実でしょうか。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 日付のほうがすいません、今は分からないんですが、平面図のほうは区長様にお渡しはしております。

以上です。

○田村委員長 服部委員。

○服部委員 日付が定かではないというのか。区長は１１月２０日とおっしゃってたので、その時点であればまだ保留っていうのは決めてなかったんでしょうか。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 その時点ではまだ保留という決定はしておりません。

以上です。

○田村委員長 服部委員。

○服部委員 その後、たしか昨年の１２月５日に議員に対して担当理事から保留という説明がありましたが、でしたらその保留という決断に至った理由を改めてお伺いできますか。

○田村委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長 保留に至った理由でございますけども、村として、高齢者の施策で

あるとか、子ども施策であるとか、老朽化した公共施設の再整備など、いろいろ課題ございますので、優先順位を定めまして、できることからやっていくというようなところで、今回、桐山農道については保留というような決断になったというようなところでございます。

○田村委員長 服部委員。

○服部委員 たしか桐山の地区の住民説明会では財政状況によるものという説明があったんですけども、今の説明ではそれがなかったんですけども、財政状況によるものっていうのは、やはり影響があるんでしょうか。

○田村委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長 今説明させていただいたのはそういう課題があるということで、やはり老朽化した公共施設であるとか、いろんなことを、やっていきましたら財政にも影響するというので、そういうことで理解いただきたいと思います。

以上です。

○田村委員長 服部委員。

○服部委員 たしか桐山地区の住民説明会では当初想定よりも多額っていうふうに説明があったんですけども、その当初っていうのはいつのことを指すのか、分かる範囲で教えてください。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 当初といいますのは、令和5年度に事業のほうを各団体等にこういう事業があるっていう説明をさせていただいた時点です。

以上です。

○田村委員長 服部委員。

○服部委員 今ご答弁ありましたとおり、工事費については、令和5年度に地区と村とで協議をしながら土改連に構想設計委託した結果で算定されたものであり、それをやらないうちに金額を想定することは現実的には不可能だと思うんですけども、何か今までの話で1億円超えとかいろいろと話が出てるんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 その令和5年、土改連のほうに構想設計業務のほうを出させていただいたときに、概算であります但工事費のほうが出てきておりますので、その工事費で費用のほうを、増額させていただいております。

以上です。

○田村委員長 服部委員。

○服部委員 事業費に関してはやはり財源として国庫補助金やまた起債が充当できるものではないのかと考えてるんですが、村の財政に与える影響を考える際にはそういうことも勘案されると思うんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○田村委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長 桐山地区で住民説明会のほうをさせていただきまして、私も出席させていただきまして、事業の概算費用というところで説明もさせていただいております。今概算で1億7,000万円強費用がかかるという中で、委員今おっしゃっていただいたように補助金、そのあたりも試算もさせていただいております。ただ、全額補助金で賄えるものでもございませんし、かなりの村単費という費用も出ますんでこういう決断になったというようなところでですんで、ご理解のほうをいただきたいと思います。

○田村委員長 服部委員。

○服部委員 桐山地区の区長さんも補助金のことを話されてましたけども、去年退任された部長さんが調べてくれて、たしか農地耕作条件改善事業という補助金が何かあったという話も聞いてるんですが、そちらだと桐山区長も発言してましたが補助率70%、国55%、府15%、村30%という補助金で、かなり、丸々全て村の財源を使わずに農道整備ができるということなんですけども、この補助金を活用するっていうことは考えなかったんでしょうか。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 もちろん補助金の要件を満たしてれば活用ということもあります。補助金を活用した場合でも先ほど申しました単費の金額というのがかなり増額してるということで今回の結果となっております。

以上です。

○田村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。

ここまでいろいろと質問させていただいて、菊井村長にお伺いしたいんですが、菊井村長は当時産業建設部長として全て農道整備に関わっていらっしゃったはずなので金額とかなども大体分かったと思うんですが、そのときになぜ発言とかはされなかったのか、改めてお伺いいたします。

○田村委員長 菊井村長。

○菊井村長 その辺につきましては、当然、当時はもともと5年度1,000万円でしたか、それで組んで、それで話は進めておりまして、そこからいろいろかなり大規模な状況になってきましたので、それについては当時の村長に話等々させてもらう中で、やってい

こうちゅうことの判断で、それはもう村長の指示に従ったというような状況であります。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに質疑ございませんか。

井上委員。

○井上委員 すいません。6 ページにバスの管理事務所建設工事っていうのがあるんですけど、これは概要でいいんですけど説明していただければと思います。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 こちらのほうにつきましては、今現在バスの事業としまして中学校から金剛山登山口までバスを運行しております。その運行する部分の管理事務所ということで、以前の直売所がございましたけども、あそこの場所に管理事務所を建てまして、当然バスを運行する場合でしたら運転する乗務員の方の休憩場所であったりとか、そういう待機場所であったりとかというふうに活用する部分でございます。

以上です。

○田村委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

あそこは結構何か危ないって聞いたんですけど、その辺は大丈夫なんですか。あの場所自体。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 我々としては大丈夫ということで当然建設をさせていただくので、そういう認識ではございません。

以上です。

○田村委員長 徳丸委員。

○徳丸委員 関連してお聞きます。

休憩所っていうんですか、そこは次に運転手、替わられる方が待っておられるとか、終わった後に休憩されるところっていう場所になると思うんですけども、そこにはトイレとかもつくんでしょうか。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 そうですね、現在建設を予定している内容としましては、そちらのほうも含めて建設する予定にしております。

以上です。

○田村委員長 千福委員。

○千福委員 すいません、今の関連した形の部分になるんですけども、休憩所等とか待機

場所云々の計画をされてるということで、これはあくまでも乗務員さんの部分で設置されると、建設されるというような私自身解釈してるんですが、それで間違いないですか。バスを利用されてる方じゃなくって乗務員さん向けの部分ですね。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 今委員おっしゃったとおりのことで、乗務員のためのものということになります。

以上です。

○田村委員長 千福委員。

○千福委員 先ほどトイレ等とかのお話もあったんですけども、あそこは今現状は乗り継ぎの場所になってます。トイレあたりは供用でバスの利用者の方も利用できないもんかなと思うたりもしてるんですけども、その辺はご検討の余地はあるんでしょうか、全くなしなんでしょうか。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 それにつきましては、今のところは検討も想定もしていない状況ではあります。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑はありませんか。

徳丸委員。

○徳丸委員 すいませ、何回も。先ほど千福委員が言われてたことと関連するんですけど、バスを利用されるお客さんもあの近辺にはおトイレとかがありませんので、できればそういった利用者が利用できるように、せっかく造るのであれば、男性用と女性用とかという一般の人でも利用できるようなつくりになれば、また費用がかさむのかもしれないけれども、せっかくするのであればそういうことを検討されてはどうかというふうに思いますが、どうでしょう。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 繰り返しになるんですけども、現在建設の部分につきましては、そちらのほうにつきまして想定も検討もしておらない状況です。

以上です。

○田村委員長 ここで暫時休憩に入ります。

午前10時42分 休憩

午前10時46分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

井上委員。

○井上委員 21ページの下のほうで農業費補助金っていうのがあるんですけど、新規就農者育成総合対策事業補助金というのがありまして、これが減額になってるんですね。これはどういったもので、なぜこういうふうになったのか、教えていただければ。

○田村委員長 仲野課長。

○仲野農林商工課長 これにつきましては、当初予算時に1名150万円の掛ける2名ということで就農者の希望がありまして、一応予算のほうを取らせて300万円計上させていただいてたんですが、その後、本人の都合により就農されなかったということで予算のほうを減額させていただいております。よって、府の補助金のほうも減額という形を取らせていただいております。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑はございませんか。

千福委員。

○千福委員 45ページなんですけども、道路維持事業費において村道維持工事が2,300万円、大きな金額がマイナス補正されております。この分について、どういう、どの道路であって、どんな事情でマイナス補正されたんか、ご答弁お願いしたいと思います。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 こちらの内容なんですけども、当然、工事発注によりまして差金が出たりとかということもございます。それ以外の大きな要因としましては、工事を予定していた箇所では他工事が工事がありましたので、その部分で、他工事は実は1月頃まで工事をされてましたので今回は工事ができなかったと。当然、新年度になって改めてまた工事をさせていただくというものでございます。

以上です。

○田村委員長 千福委員。

○千福委員 その場所は村道のどの所になるんか。7年度において、この分は第一優先でさせていただく予定になっておるんですね。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 当然、今年度実施予定しておりましたので、7年度は引き続き工事を実施する予定にしております。場所につきましては、中津原地区の村道ということでございます。

以上です。

○田村委員長 千福委員。

○千福委員 どこからどこまでですか。

○田村委員長 下休場課長。

○下休場都市整備課長 延長というか、全体としましては、広域農道、いわゆるフルーツロードがあるんですけども、水道施設がその沿いにありまして、そこから集落の中へ入っていく道路の、その延長としてはその中なんですけども、その部分のどこをやるかというのは当然工事の状況というか設計の状況によって変わってきますけども、そこからずっと引き続きやるということで。これは前年度も工事をやっておりますので、その続きという形です。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論あり」の声あり）

それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

服部委員。

○服部委員 原案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）に反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案において、款農林水産業費、項農業費、目農業振興費の農業用施設整備事業費1,834万3,000円が全額減額されております。

当該事業は、令和5年当初予算で計上された農道整備事業について、村内の農家の方々の希望を募り、それで手の上がった桐山地区において実施が決定し、同地区と村担当課との間で調整をしながら、令和5年度は構想設計を、そして令和6年度は実施設計を行うということで進められてきたものであります。

そして、令和6年3月議会の当初予算特別委員会において、令和6年度当初予算で計上された前述事業費1,834万3,000円について一部会派から当該予算を削除した修正案が出されましたが、採決の結果、修正案は否決、原案どおり可決されたことは周知の事実であります。

その後も実施設計の施行に向けて担当課と同地区との間で協議が続けられてきましたが、昨年１２月初旬に突然、同事業は保留との説明が菊井村長から各議員及び同地区の区長さんにありました。

その直前、先ほどは日付を確認したところちょっと不明瞭な点がありましたが、区長さんは１１月２０日と言われてましたので、事業を進める前提で村も同地区も話を進めてきたものを何の前触れもなく突然、しかも議会に諮ることもせずに保留にすることは、令和６年３月議会での議論をないがしろにする、いわゆる議会軽視にほかならないことではないでしょうか。

その話を聞いた同地区を含む複数の地区長等の連名で事業継続を求める要望が各議員宛てに出され、それを受けて村は同年１２月２２日に桐山地区住民説明会を開催しましたが、保留とした理由については村の財政状況を繰り返すばかりで、参加された住民の納得は最後まで得られませんでした。そして、再度の説明会開催を求める声があったにもかかわらず、いまだにそれは実施されていません。議会軽視はもとより、そもそも村民の理解、納得を得られていないようなことを一方的に決定することが許されているのでしょうか。

蛇足かもしれませんが、令和４年１１月に同地区のタウンミーティングの場では当時産業建設部長であった菊井村長も、また当時の総務部長も同地区における農道整備については非常に前向きな発言をされておりました。それから２年余り、考え方は変わることはあるかもしれませんが、議会の場での議論は終わっており、地区住民が十分に納得できる、また議会で決まったことを覆すだけの理屈がない以上、議員としても到底承服できるものではありません。

以上のことから、議案第１７号に反対する立場で討論するものであります。

○田村委員長 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

井上委員。

○井上委員 議案第１７号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１３号）について、賛成の立場から討論いたします。

令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算の内容につきましては、各担当課からの詳細な説明を終えたところでございます。補正予算の内容の大半は、歳入歳出予算額の実績及び不用額に合わせた補正と、認定こども園などの施設型給付負担金の増額であり、必要最低限の予算が計上されており、一定の評価をいたすものと考えております。よって、賛成討論といたします。

以上です。

○田村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村委員長 ないようですので、これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ていますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○田村委員長 起立多数でございます。よって、本案は本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号令和6年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

下休場都市整備課長。

○下休場都市整備課長 それでは、議案第21号令和6年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明させていただきます。

1ページをお願いします。

まず、第2条の特例的収入及び支出の補正について。これは公営企業会計移行に伴う令和5年度下水道特別会計の打ち切ったものでありまして、金額が確定しましたので、それによる補正でございます。

第3条、企業債の補正については、流域下水道事業債の限度額を400万円から330万円に、公営企業会計適用債を280万円から350万円に変更するものでございます。

続きまして、12ページの令和6年度千早赤阪村下水道事業会計予算説明書をお願いいたします。

資本的収入でございます。

款資本的収入、項企業債、目建設企業債の流域下水道債を70万円減額し、330万円を見込んでおります。

目その他企業債の公営企業適用債に70万円を増額し、350万円を見込んでおります。

企業債は7,430万円と変更はございません。

以上、簡単ですけど説明とさせていただきます。

○田村委員長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の委員会を閉じ、令和7年3月文教建設常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでございました。

午前10時59分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

文教建設常任委員会

委員長 田村 陽